

短時間正社員規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、短時間正社員の就業条件について定めたものである。

第2条（適用範囲）

この規則は、短時間正社員（所定の手続で制度の適用を受け、雇用期間を定めずに第 条の規定による勤務時間で勤務する者をいう）に適用される。

第3条（その他）

この規則に定めのない事項については、通常の正社員（以下、単に「正社員」という）に適用される就業規則に準ずる。

第2章 人事

第4条（利用事由）

以下の事由により短時間正社員制度の利用を希望し、かつ、会社が認めた場合には、短時間正社員として勤務させることができる。

育児および家族の介護を行う場合

自己啓発を希望する場合

疾病または傷病によりフルタイム勤務が困難な場合

また、パートタイマーが別に定める要件を満たし、かつ会社が認めた場合には、希望により短時間正社員として勤務させることができる。

第5条（雇用契約期間）

雇用契約期間は定めない。

第6条（正社員への復帰）

正社員が短時間正社員制度の利用期間を終了した場合には、原職または原職相当職に復帰させる。

第7条（勤務時間）

1 週間の所定労働時間は 30 時間とし、1 日の勤務時間は採用または転換時に個別に決定する。

第3章 賃金

第8条（賃金）

正社員の所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて、基本給、手当、手当を支給する。

2. 通勤手当は、所定労働日数が 1 月に 日以上の場合は、1 か月通勤定期券代を支給し、1 月に 日未満の場合は、1 日当たりの往復費用に出勤日数を乗じた金額を支給する。

第9条（賞与）

賞与は、正社員の所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて支給する。

第10条（退職金）

退職金算定の際の勤続年数の計算に当たっては、正社員として勤務した期間に、短時間正社員として勤務した期間を通算する。

付 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。